

山形市の給与・定員管理等について(令和6年度)

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

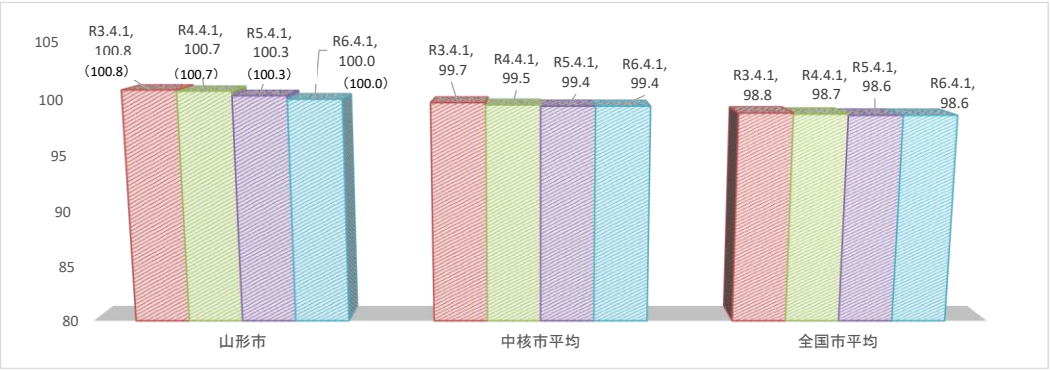
区 分	住民基本台帳人口 (R6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) R4年度の人件費率
R5年度	人 238,293	千円 111,052,627	千円 2,076,460	千円 15,983,772	% 14.4	% 13.7

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)中核市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	人 1,673	千円 6,492,780	千円 1,662,091	千円 2,603,333	千円 10,758,204	千円 6,430	千円 6,359

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、R5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含まれていない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職給料表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均としたものである。
4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額に設定される職員を除いている。

※令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し [実施]

実施内容 (平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 山形県人事委員会勧告に準拠して給料表を改定。国の給与制度の総合的見直しとして勧告した俸給表に準じたうえで、県内民間の給与水準との均衡を踏まえた一定の率を乗じた額とした。(平均見直し率0.2%) 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

国基準0%(非支給地域)に対して、山形市においても国基準どおり0%としている。

	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和2年度の支給割合	令和3年度の支給割合	令和4年度の支給割合	令和5年度の支給割合	令和6年度の支給割合
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
山形市の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山形市	40.8 歳	320,770 円	412,803 円	349,708 円
山形県	43.7 歳	331,100 円	404,400 円	357,100 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	450,378 円
中核市	42.3 歳	322,065 円	406,828 円	366,830 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
山形市	48.8 歳	106 人	344,526 円	373,551 円	361,709 円	—	—	—	—
うち用務員	50.0 歳	56 人	350,317 円	375,833 円	368,026 円	用務員	49.1 歳	244,800 円	1.54
うち清掃職員	56.9 歳	3 人	372,900 円	390,300 円	381,122 円	廃棄物処理従事員	47.7 歳	314,900 円	1.24
山形県	53.8 歳	422 人	332,100 円	369,700 円	348,400 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
中核市	50.9 歳	183 人	319,664 円	376,837 円	350,144 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
山形市	—	—	—
うち用務員	6,193,896 円	3,297,300 円	1.88
うち清掃職員	6,507,600 円	4,376,300 円	1.49

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3～令和5年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山形市	48.6 歳	400,980 円	445,094 円
山形県	47.3 歳	389,900 円	431,800 円
中核市	46.4 歳	381,406 円	446,739 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	山形市	山形県	国
一般行政職	大 学 卒	199,100 円	199,100 円
	高 校 卒	168,300 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	166,200 円	—
	中 学 卒	148,900 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	271,432 円	361,277 円	391,168 円
	高 校 卒	244,117 円	298,800 円	356,580 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	294,250 円	337,985 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円
高等学校教育職	大 学 卒	— 円	420,888 円	433,030 円

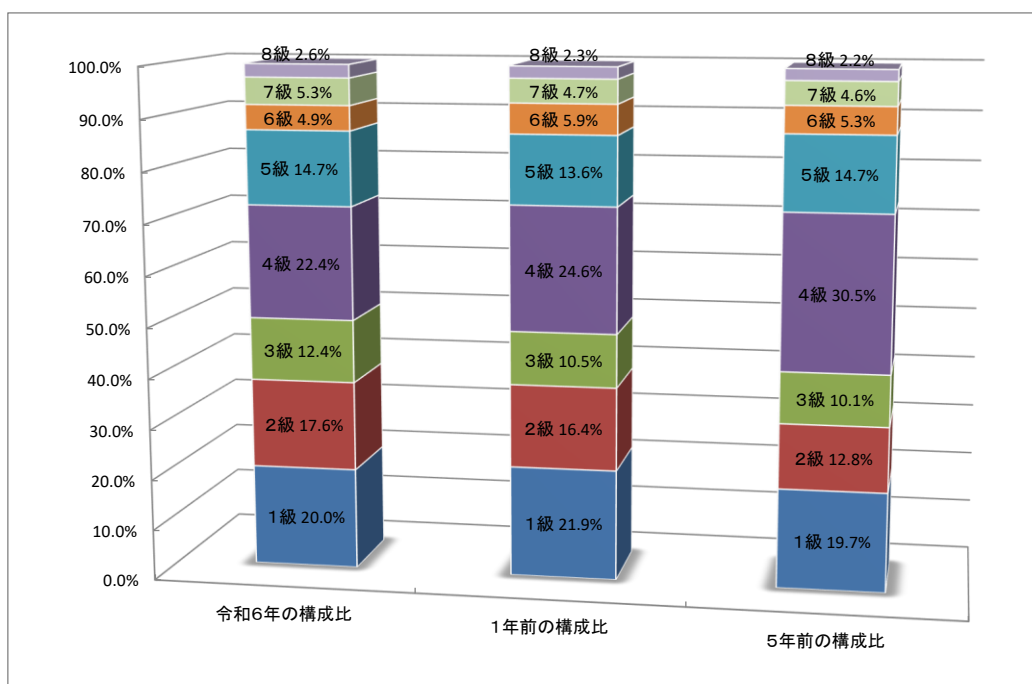
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

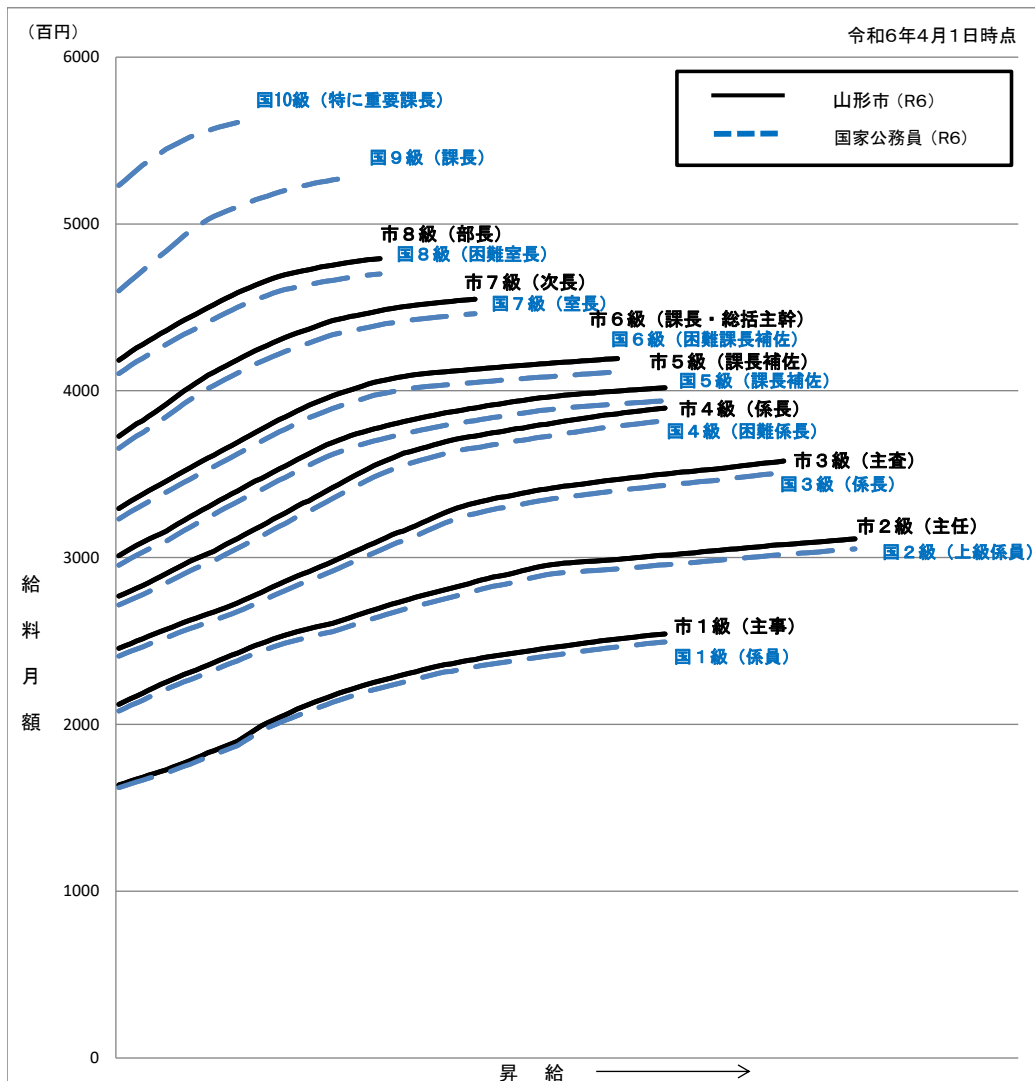
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事	人 193	% 20.0	円 163,700	円 254,200
2 級	主任	人 170	% 17.6	円 212,000	円 311,200
3 級	主査	人 120	% 12.4	円 245,600	円 357,900
4 級	主幹	人 216	% 22.4	円 276,900	円 389,600
5 級	課長補佐	人 142	% 14.7	円 301,100	円 401,800
6 級	課長	人 47	% 4.9	円 329,400	円 419,300
7 級	次長	人 51	% 5.3	円 372,700	円 454,900
8 級	部長	人 25	% 2.6	円 418,300	円 479,200

(注)1 山形市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) 令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(山形市)

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している。	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				○
	標準の区分のみ(一律)		○		
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

山形市	山形県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 普通会計ほか 1,612 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,667 千円	—
(R5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.00 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(R5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.00 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(R5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注)1「普通会計ほか」とは、一般会計に病院事業会計・水道事業会計・公共下水道事業会計を除いた国民健康保険事業会計等全ての特別会計を含めたものである。
2()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(山形市)

令和6年度中における運用	管理職員	一般職員
イ 人事評価を活用している。	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○
上位、標準の成績率	○	○
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ(一律)		
ロ 人事評価を実施していない		
活用予定時期		

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

山形市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)
1人当たり平均支給額 一般職員 12,722 千円	1人当たり平均支給額 —

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			普通会計ほか 6,579 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			普通会計ほか 822,348 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)	
東京都	20 %	5 人	20 %	
豊中市	12 %	1 人	12 %	
山形市	0 %	1,748 人	0 %	

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	普通会計ほか 27,050 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	普通会計ほか 72,325 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	普通会計ほか 21.3 %
手当の種類(手当数)	17

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
動産等差押手当	左記の業務の従事者	市税等の滞納処分のうち、財産の差押業務等	88 千円	日額400円
行旅死亡人取扱手当	左記の業務の従事者	行旅死亡人の取扱業務	0 千円	1件4,000円
社会福祉業務手当	社会福祉法第15条の規定による指導監督等を行う職員	極めて処遇困難な対象者宅を訪問しての指導監督業務等	5 千円	日額500円
防疫手当	左記の業務の従事者	感染症の疑いのある者の救護業務又は感染症の病原体に汚染された物件の処理業務	1,336 千円	・日額290円 ・新型コロナウイルス感染症から市民の生命等を保護するための作業に従事したとき日額3,000円(患者若しくはその疑いのある者の身体に接触する場合等日額4,000円)
ごみ及びし尿直接接処理業務手当	左記の業務の従事者	①ごみ及びし尿に直接身体的接触を伴う業務 ②家畜の畜舎内における牛又は豚の伝染病の予防接種の補助業務	329 千円	日額400円
特殊自動車運転手当	左記の業務の従事者	道路交通法施行規則第2条の表に掲げる大型特殊自動車及び小型特殊自動車(道路整備用特殊自動車等)の運転業務	65 千円	日額260円
消防夜間特殊業務手当	交代制勤務を正規の勤務とする消防職員	深夜の通信及び受付業務	13,413 千円	1勤務400～600円
高所作業手当	左記業務の従事者	地上又は水面10m以上の高所で消防活動又は保守営繕活動等の業務	105 千円	日額又は1勤務200～300円
機関員手当	機関員に指定された消防職員	消防ポンプ自動車の機関操作業務	114 千円	1勤務200円
夜間除雪作業手当	左記業務の従事者	深夜に行われる道路の除雪業務	89 千円	1勤務1,500円
夜間守衛業務手当	守衛業務に従事する職員	正規の勤務時間として深夜勤務	0 千円	1勤務600円
消防感染危険手当	消防職員で左記の業務に従事した職員	救急、火災防衛及び救助のため出勤し、当該業務に従事した際の死体、出血者及び感染症感染者の措置業務	1,142 千円	1勤務200円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
公衆衛生医師手当	医師で左記の業務の従事者	公衆衛生業務	2,220 千円	月額215,000円を超えない範囲 内で規則で定める額
野犬捕獲作業等手当	左記の業務の従事者	狂犬病予防法の規定も基づ き野犬を捕獲し、又は処分す る業務	0 千円	月額360円
精神福祉業務手当	左記の業務の従事者	(1)精神保健及び精神障害 福祉に関する法律(昭和25 年法律第123号。以下この 項において「法」という。)第2 7条第1項及び第2項の規定 による調査業務 (2)法第27条第3項の規定 により精神保健指定医の診 察に立ち会う業務 (3)法第27条第1項及び第 2項の規定による診察のため 移送業務並びに法第29条 の2の2第1項の規定による 精神障がい者の移送業務 (4)法第34条第1項及び第 3項の規定による診察業務に 立ち会う業務並びに同条第1 項から第3項までの規定による 精神障がい者の移送業務 (5)法第47条第1項の規定 による相談及び指導業務で 規則で定めるもの	23 千円	月額290円
環境保全業務手当	左記の業務の従事者	(1)工場又は事務所への立 会検査に伴うばい煙、排水、 残滓、悪臭又は有害物質の 調査業務 (2)公共用水域における水 質保全のために行う水中又 は船上における水又は水底 の汚泥の採取業務 (3)廃棄物の処理及び清掃 に関する法律(昭和45年法 律第137号)第19条第1項 の規定による検査(帳簿書類 の検査を除く。)若しくは収去 又は相当量の廃棄物が放置 されている場所における当該 廃棄物の性状等の調査若し くは当該場所の現状回復業 務 (4)維持管理が不適正な浄 化槽を実地に検査する業務	56 千円	月額230円
救急救命士手当	救急救命士の資格を有する消防職員 で 左記の業務に従事した職員	(1)救急救命士法施行規則 (平成3年厚生労働省令第 44号)第21条に規定する救 急救命処置 (2)エピネフリン製剤による エピネフリンの投与(前号に 該当するものを除く。) (3)血糖測定器を用いて行 う血糖の測定	0 千円	出勤1回につき510円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	普通会計ほか 845,865 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	普通会計ほか 513 千円
支給実績（令和4年度決算）	普通会計ほか 807,333 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	普通会計ほか 509 千円

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数
(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
管理職手当	部長 82,200円～117,000円 次長 66,400円～88,500円 課長 51,900円～72,700円	異なる	国の制度 俸給の特別調 整額として支給 (46,300円～ 139,300円)	普通会計ほか 135,457 千円	831,021 円
扶養手当	配偶者 月額 6,500円 子 月額 10,000円 父母等 月額 6,500円 ※ 満16歳の年度初めから満 22歳の年度末までの子につ いて1人につき5,000円加算	同じ		普通会計ほか 173,650 千円	233,087 円
住居手当	持家:なし (H21.11をもって廃止) 借家:限度額月額28,000円	同じ		普通会計ほか 117,492 千円	280,411 円
通勤手当	交通機関利用 限度額月額55,000円 自動車等 通勤距離に応じて 月額6,000～24,500円	異なる	国の制度 自動車等 通勤距離に応 じて 月額2,000円～ 31,600円	普通会計ほか 132,711 千円	87,714 円
休日勤務手当	祝日法による休日や年末年 始等の正規の勤務時間に勤 務した時間1時間あたり給与 の100分の135	同じ		普通会計ほか 109,151 千円	131,508 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に 勤務した時間1時間につき1 時間あたりの給与の100分の 25	同じ		普通会計ほか 22,929 千円	109,185 円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき4,400 円	同じ		普通会計ほか 0 千円	0 円
初任給調整手当	採用による欠員補充が困難 な職(医師等)に新たに採用 された職員に対し定額(月 額)(月額最高369,500円)	同じ		普通会計ほか 10,262 千円	540,064 円
単身赴任手当	月額 基礎額30,000円+距 離に応じ加算(最高70,000 円)	同じ		普通会計ほか 1,104 千円	552,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職職員が臨時又は緊急 の必要等により週休日等に勤 務した場合1回あたり定額(最 高12,000円)	同じ		普通会計ほか 0 千円	0 円
寒冷地手当	支給対象地域に在勤する職 員の世帯区分に応じ11月～3 月まで月額定額(月額最高 17,800円)	同じ		普通会計ほか 105,830 千円	62,253 円
義務教育等教員特別手当	教育職員及び教育委員会に 勤務する指導主事に対し月 額定額(月額最高11,700円)			普通会計ほか 6,208 千円	69,744 円
災害派遣手当	災害復旧等のため、災害対 策基本法等に基づき国等か ら派遣された職員に対し日額 定額(日額最高6,620円)			0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	1,066,000 円	(参考)中核市における最高／最低額	
	副 市 長	843,000 円	1,180,000 円／	707,000 円
報 酬	議 長	740,000 円	960,000 円／	696,000 円
	副 議 長	690,000 円	823,000 円／	584,000 円
	議 員	640,000 円	747,000 円／	504,000 円
期 末 手 当	市 長	(令和5年度支給割合)		
	副 市 長	3.20 月分		
	議 長	(令和5年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.35 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×在職月数×0.5106	2,613万円	任期ごと
	備 考	給料月額×在職月数×0.3404	1,377万円	任期ごと

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給額に基づき、1期(4年48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

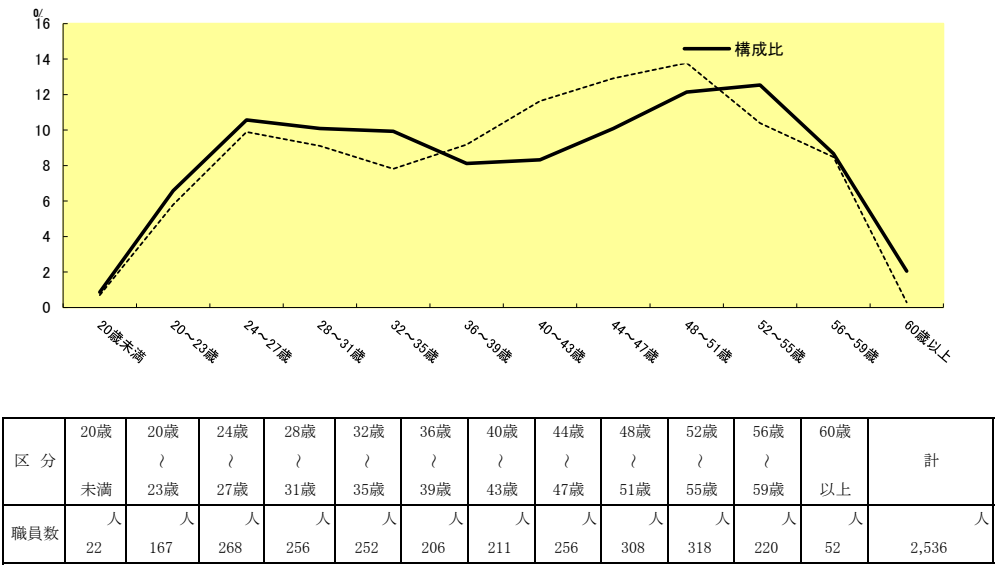
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	議 会	16	17	1	東北市議会議長会業務の増
	総務・企画	260	264	4	令和7年国勢調査準備業務、部活動地域移行業務の増
	税 務	104	105	1	地方税共同機構派遣による増
	労 働	4	4	0	
	農林水産	66	66	0	
	商 工	44	46	2	インバウンドに係る業務、日本一の観光案内所準備業務の増
	土 木	194	198	4	空き家対策体制強化、建設土砂集積施設整備業務の増
	民 生	280	282	2	低所得者支援及び定額減税補足給付金対応業務の増
	衛 生	187	169	△ 18	新型コロナウイルスワクチン接種対策室廃止による減
	計	1,155	1,151	△ 4	<R6参考> 人口1万人当たり職員数 48.30 人 (中核市の人口1万人当たり職員数 47.84 人)
	教育部門	254	257	3	東北六県教育委員会連合会事務局業務、単位制導入による増
公営企業等部門	消防部門	264	274	10	消防職員定員適正化計画に基づく新規採用職員の増
	小 計	1,673	1,682	9	<R6参考> 人口1万人当たり職員数 70.59 人 (中核市の人口1万人当たり職員数 65.57 人)
	病院	608	619	11	新病院整備準備室の新設による増
	水道	119	123	4	部内組織体制変更
	下水道	43	41	△ 2	部内組織体制変更
その他	その他	71	71	0	
	小 計	841	854	13	
合 計		2,514	2,536	22	<R6参考> 人口1万人当たり職員数 106.42 人
		[2,574]	[2,574]	[0]	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。(一部事務組合に属する職員を除く。)

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

年 度 部門別	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	1,061	1,080	1,098	1,112	1,155	1,151	90	(8.5%)
教育	274	266	247	253	254	257	-17	(-6.2%)
消防	260	261	261	261	264	274	14	(5.4%)
普通会計計	1,595	1,607	1,606	1,626	1,673	1,682	87	(5.5%)
公営企業等会計計	821	838	855	853	841	854	33	(4%)
総合計	2,416	2,445	2,461	2,479	2,514	2,536	120	(5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R4年度の総費用に占 める職員給与費比率
R5年度	千円 5,431,878	千円 484,342	千円 637,352	% 11.7%	% 12.1

(注) 職員給与費については、資本勘定支弁職員に係る給与費 135,624千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	人 123	千円 507,778	千円 89,287	千円 193,847	千円 790,912	千円 6,430	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員

(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、
会計年度任用職員を含まない。

4 団体平均とは、市町村(政令指定都市を除く。)の平均である。

イ 特記事項

① 平成18年4月から平成21年11月までの間、一般職員の給料月額を0.5～4%減額。

② 平成17年4月から平成21年11月までの間、管理職手当を10%減額。

③ 平成22年12月から平成30年3月までの間、55歳を超える職員(企業職給料表4級以下の給料月額を受ける職員を除く。)について、
給料及び管理職手当を1.5%減額。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
山 形 市	45.2 歳	339,170 円	555,562 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

能登半島地震に伴う災害派遣による時間外 6,006千円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

山形市(水道事業)		山形市(普通会計(ほか))	
1人当たり平均支給額(R5年度)		1人当たり平均支給額(R5年度)	
1,583 千円		1,612 千円	
(R5年度支給割合)		(R5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.00 月分	2.45 月分	2.00 月分
(1.375)月分	(0.975)月分	(1.375)月分	(0.975)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%	

(注)()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

山形市			山形市(一般職員)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	23,595 千円		1人当たり平均支給額	12,722 千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、R5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(R5年度決算)		549 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)		549,120 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
山形市	0 %	126 人	0 %
東京都	20 %	1 人	20 %

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(R5年度決算)	149 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)	6,367 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(R5年度)	22.7 %
手当の種類(手当数)	3

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(R5年度決算)	左記職員に対する支給単価
電気取扱手当	左記業務の従事者	高圧電気点検作業	107 千円	日額580円
液体空気取扱手当	左記業務の従事者	液体空気を使用した修理等の業務	2 千円	1件160円
トンネル内巡視手当	左記業務の従事者	面白山トンネル内の巡視業務	40 千円	1回3,320円

オ 時間外勤務手当

支給実績(R5年度決算)	21,904 千円
職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)	184 千円
支給実績(R4年度決算)	22,375 千円
職員1人当たり平均支給年額(R4年度決算)	176 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注)2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との異 同	一般行政職 の制度と異なる 内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	配偶者 月額 6,500円 子 月額 10,000円 父母等 月額 6,500円 ※ 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子について1人につき5,000円加算	同じ	—	14,106 千円	223,905 円
住居手当	持家:なし (H21.11をもって廃止) 借家:限度額月額28,000円	同じ	—	7,164 千円	286,560 円
通勤手当	交通機関利用 限度額月額55,000円 自動車等 通勤距離に応じて 月額8,820～25,380円	異なる	一般行政職の制度 交通機関利用 限度額月額55,000円 自動車等 通勤距離に応じて月 額6,000～24,500円	18,402 千円	157,282 円
管理職手当	部長 82,200円～117,000円 次長 66,400円～88,500円 課長 51,900円～72,700円	同じ	—	10,993 千円	845,615 円
宿直手当	宿直勤務1回につき 12,100円	異なる	宿日直勤務1 回につき 4,400円	8,857 千円	305,414 円
管理職員特別勤務手当	管理職職員が臨時又は緊急 の必要等により週休日等に勤 務した場合1回あたり定額(最 高部長級12,000円)	同じ	—	42 千円	42,000 円
寒冷地手当	支給対象地域に在勤する職 員の世帯区分に応じ11月～3 月まで月額定額(月額最高 17,800円)	同じ	—	8,000 千円	67,797 円

(注)平成20年12月15日をもって上下水道施設管理センターの宿日直を民間委託したことに伴い、日直手当は廃止となり、見崎浄水場(現水運用センター)の宿直のみとなった。

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R4年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B		
R5年度	千円 13,131,807	千円 -403,391	千円 7,033,425	% 53.6%	% 54.3

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	人 580	千円 2,444,754	千円 1,523,599	千円 1,066,210	千円 5,034,563	千円 8,680	千円 7,251,661

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。
4 団体平均とは、市町村(政令指定都市を除く。)の平均である。

イ 特記事項

- ① 平成18年4月から平成21年11月までの間、一般職員の給料月額を0.5～4%減額。
② 平成17年4月から平成21年11月までの間、管理職手当を10%減額。
③ 平成22年12月から平成30年3月までの間、医療職給料表(1)以外の適用を受ける55歳を超える職員(病院事業行政職給料表4級以下、医療職給料表(2)6級以下、医療職給料表(3)5級以下の給料月額を受ける職員を除く。)について、給料及び管理職手当を1.5%減額。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

		平均年齢	基本給	平均月収額
山形市(全職員)		40.3 歳	343,632 円	532,479 円
団体平均(全職員)		43.2 歳	335,999 円	600,119 円
うち 医師	山形市	42.2 歳	460,962 円	1,206,632 円
	団体平均	43.4 歳	567,868 円	1,407,938 円
うち 看護師	山形市	40.2 歳	325,752 円	402,322 円
	団体平均	41.3 歳	303,695 円	498,220 円
うち 事務 職員	山形市	40.0 歳	315,979 円	384,004 円
	団体平均	46.4 歳	323,562 円	507,447 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

山形市(病院事業)		山形市(普通会計ほか)	
1人当たり平均支給額(R5年度)		1人当たり平均支給額(R5年度)	
1,838 千円		1,612 千円	
(R5年度支給割合)		(R5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.00 月分	2.45 月分	2.00 月分
(1.375)月分	(0.975)月分	(1.375)月分	(0.975)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%	

(注)()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

山形市			山形市(一般職員)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	7,272 千円		1人当たり平均支給額	12,722 千円	

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、R5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(R5年度決算)		77,547 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)		969,336 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
医師	16 %	80 人	0 %
山形市	0 %	547 人	0 %

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(R5年度決算)			306,245 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)			543,952 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(R5年度)			89.8 %	
手当の種類(手当数)			8	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(R5年度決算)	左記職員に対する支給単価
医務手当	済生館に勤務する医師及び歯科医師	医師の業務(役職(館長、副館長)及び医師免許取得後の経験年数に基づく。)	141,767 千円	月額45,000円～367,700円
薬務手当	済生館に勤務する薬剤師	薬剤師の業務	5,240 千円	月額20,000円
看護等業務手当	済生館に勤務する看護職員、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、管理栄養士、視能訓練士、歯科衛生士、保育士、医療補助員及び看護補助員	看護職員、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、管理栄養士、視能訓練士、歯科衛生士、保育士、医療補助員及び看護補助員の業務	66,037 千円	月額9,000円
感染症作業手当	左記業務の看護職等	感染症患者の病室における患者の看護業務又は感染症の病原体に汚染された(疑いのある)物件の処理業務等	2,178 千円	月額200円～4,000円
放射線照射介助業務手当	左記業務の看護職等	専ら照射室内において照射中に1時間を超える患者の介助業務	569 千円	月額200円
救急待機手当	休日に自宅待機命令を受けた看護職等	救急手術、内視鏡、心カテ等の業務における休日の自宅待機	2,999 千円	1回2,200円
夜間看護等手当	済生館に勤務する看護師、医療技術職員	正規の勤務時間として深夜に行われる看護業務等	87,444 千円	1回620円～3,550円
解剖等手当	済生館に勤務する臨床検査技師	死体解剖の補助等の業務	11 千円	1回3,400円

オ 時間外勤務手当

支給実績(R5年度決算)	563,572 千円
職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)	945 千円
支給実績(R4年度決算)	541,138 千円
職員1人当たり平均支給年額(R4年度決算)	908 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注)2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(R5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)
管理職手当	部長 94,000円 次長 66,400円～88,500円 課長 51,900円～72,700円	異なる	一般行政職の部長 82,200円～117,000円	22,756 千円	812,697 円
扶養手当	配偶者 月額 6,500円 子 月額 10,000円 父母等 月額 6,500円 ※ 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子について1人につき5,000円加算	同じ	—	53,980 千円	260,769 円
住居手当	持家:なし (H21.11をもって廃止) 借家:限度額月額28,000円	同じ	—	42,527 千円	322,174 円
通勤手当	交通機関利用 限度額月額55,000円 自動車等 通勤距離に応じて 月額6,000～24,500円	同じ	—	43,650 千円	98,533 円

休日勤務手当	祝日法による休日や年末年始等の正規の勤務時間に勤務した時間1時間あたり給与の100分の135	同じ	—	34,078 千円	68,292 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した時間1時間につき1時間あたりの給与の100分の25	同じ	—	56,742 千円	183,037 円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき支給区分に応じた額(1回あたり最高医師等20,000円)	同じ	—	40,199 千円	251,243 円
初任給調整手当	採用による欠員補充が困難な職(医師等)に新たに採用された職員に対し定額(月額)(月額最高369,500円)	同じ	—	217,810 千円	3,300,152 円
寒冷地手当	支給対象地域に在勤する職員の世帯区分に応じ11月～3月まで月額定額(月額最高17,800円)	同じ	—	33,302 千円	57,615 円

(3) 公共下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R4年度の総費用に占 める職員給与費比率
R5年度	千円 7,457,794	千円 123,419	千円 147,352	% 2.0%	% 1.7

(注) 資本勘定支弁に係る職員給与費115,069千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	人 43	千円 173,872	千円 26,122	千円 58,346	千円 258,340	千円 6,008	千円 6,023,306

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。
4 団体平均とは、市町村(政令指定都市を除く。)の平均である。

イ 特記事項

- ① 平成21年4月1日に組織統合により、地方公営企業法の適用を受けることとなったため、組織統合前の決算値については未記載。
- ② 平成21年11月までの間、一般職員の給料月額を0.5～4%減額。
- ③ 平成21年11月までの間、管理職手当を10%減額。
- ④ 平成22年12月から平成30年3月までの間、55歳を超える職員(企業職給料表4級以下の給料月額を受ける職員を除く)について、給料及び管理職手当を1.5%減額。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
山 形 市	43.5 歳	332,677 円	523,234 円
団 体 平 均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

能登半島地震に伴う災害派遣による時間外 1,752千円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

山形市(公共下水道事業)				山形市(普通会計ほか)			
1人当たり平均支給額(R5年度)				1人当たり平均支給額(R5年度)			
1,570 千円				1,612 千円			
(R5年度支給割合)				(R5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45 月分		2.00 月分		2.45 月分		2.00 月分	
(1.375)月分		(0.975)月分		(1.375)月分		(0.975)月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・ 役職加算 5～20%				・ 役職加算 5～20%			

(注)()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

山形市			山形市(一般職員)		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	23,528 千円		1人当たり平均支給額	12,722 千円	

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、R5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(R5年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
山形市	0 %	43 人	0 %

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(R5年度決算)		37 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)		6,187 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(R5年度)		13.3% %		
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(R5年度決算)	左記職員に対する支給単価
電気取扱手当	左記業務の従事者	高圧電気点検作業	337 千円	日額580円
し尿直接接処理業務手当	左記業務の従事者	し尿に直接身体的接触を伴う業務	0 千円	日額400円

オ 時間外勤務手当

支給実績(R5年度決算)	8,886 千円
職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)	207 千円
支給実績(R4年度決算)	6,420 千円
職員1人当たり平均支給年額(R4年度決算)	165 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注)2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	配偶者 月額 6,500円 子 月額 10,000円 父母等 月額 6,500円 ※ 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子について1人につき5,000円加算	同じ	—	5,276 千円	239,818 円
住居手当	持家:なし (H21.11をもって廃止) 借家:限度額月額28,000円	同じ	—	2,477 千円	247,700 円
通勤手当	交通機関利用 限度額月額55,000円 自動車等 通勤距離に応じて 月額8,820～25,380円	異なる	一般行政職の制度 交通機関利用 限度額月額55,000円 自動車等 通勤距離に応じて月 額6,000～24,500円	4,917 千円	129,395 円
管理職手当	部長 82,200円～117,000円 次長 66,400円～88,500円 課長 51,900円～72,700円	同じ	—	1,858 千円	929,000 円
宿直手当	宿直勤務1回につき 12,100円	異なる	宿日直勤務1回につき 4,400円	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合1回あたり定額(最高部長級12,000円)	同じ	—	0 千円	0 円
寒冷地手当	支給対象地域に在勤する職員の世帯区分に応じ11月～3月まで月額定額(月額最高17,800円)	同じ	—	2,961 千円	70,500 円